［**別紙様式第三号**　別紙４－１］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（単体）						
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	当四半期	前四半期	前々四半期	八の前四半期	二の前四半期	
単体流動性カバレッジ比率						
15　算入可能適格流動性資産の合計額						
16　純資金流出額						
17　単体流動性カバレッジ比率						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

ｂ　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

［**別紙様式第四号**　別紙４－１］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（連結）						
国際様式の該当番号	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	
	当四半期	前四半期	前々四半期	八の前四半期	二の前四半期	
連結流動性カバレッジ比率						
15　算入可能適格流動性資産の合計額						
16　純資金流出額						
17　連結流動性カバレッジ比率						

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

ａ　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

ｂ　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第五条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（最終指定親会社四半期の記載事項）	（最終指定親会社四半期の記載事項）
第五条　最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。	**第五条**　［同上］
［号を削る。］	一　連結総自己資本規制比率
［号を削る。］	二　連結Ｔｉｅｒ１比率
［号を削る。］	三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率
［号を削る。］	四　連結における総自己資本の額
［号を削る。］	五　連結におけるＴｉｅｒ１資本の額
［号を削る。］	六　連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額
一　［略］	七　連結総所要自己資本額
二　［略］	八　［同上］
三　［略］	九　［同上］
四　［略］	十　［同上］
五　［略］	十一　［同上］
六　連結自己資本規制比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項	十二　［同上］
七　［略］	［号を加える。］
八　［略］	十三　［同上］
九　連結レバレッジ比率に関する事項	十四　［同上］
［号を加える。］	［号を加える。］
2　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、それぞれ作成するものとする。	2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。
3　第一項第二号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。	3　第一項第九号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。